

キャッシュレス決済と利用時の注意点

～慌てて新たな決済手段を登録する前に～



従来のカードタイプに加え、スマートフォンのアプリケーションを使うものも数多く出てきており、「●●ペイに申し込まないと損？」と
思っている方も多いのでは。
でも、ちょっと待って！慌てて申込みする前に、
利用時の注意点をしっかり学びましょう。



2019年 12月2日 (月)
10:00~12:00

講師：山本 正行 氏
(山本国際コンサルタンツ代表)



浦和コミュニティセンター第13集会室

参加費無料

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ10階)
駐車場 あり (有料)
定員 80人 (要申込み) 定員になり次第締め切ります
主催 適格消費者団体 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

申込みされません
と受講できません。
必ずお申込みくだ
さい
締切り：
11月29日 16時

《お申込み・お問い合わせ》 10時~16時 (土日祝休み)

適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
TEL048(844)8972 FAX048(829)7444

なくす会では、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に役立てるために、消費者トラブルの情報提供を受け付けています

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容が虚偽・誇大ではないか？
- キャンセル料がとても高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！
- 理由に関わらず、解約・返金できないと言われた！
- トラブルになって事業者に連絡したが「一切責任を負わない」「一切返金しない」との規約をたてに、受け付けてもらえない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★下記へトラブル情報をお寄せください★★★

電話 048-844-8972 (平日 10時~16時)

Fax 048-829-7444

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html>

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



内閣総理大臣認定

適格消費者団体・特定適格消費者団体

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

会員になって活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄付金で成り立っています。消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！

個人正会員：3000円/年

個人賛助会員：1000円/年

※ 寄付も随時、受け付けています

郵便振替口座 00140-4-357445

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

(通信欄に「寄付金」「ご住所、お名前、電話番号」をご記入ください)



適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (0570-064-370)